

平取町子どもの読書活動推進計画

(平成26年度～平成30年度)

平成26年4月

平取町教育委員会

目次

第1章 計画の基本的な考え

- 1 子どもにとっての読書活動の意義 3 p
- 2 計画策定の趣旨 3 p
- 3 基本理念 3 p
- 4 計画の期間 3 p
- 5 計画の対象 4 p
- 6 計画の構成 4 p

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

- 1 〈推進目標1〉子どもを読書好きにするための取組の推進
～「意識の啓発」～ 5 p
- 2 〈推進目標2〉子どもの読書活動の推進に向けた働きかけ
～「取組への支援」～ 7 p
- 3 〈推進目標3〉図書館や学校図書室における図書の整備
～「環境の整備」～ 8 p

第1章 計画の基本的な考え

1 子どもにとっての読書活動の意義

成長過程にある子どもたちが健やかに育つうえにおいて、読書活動が果たす役割はとて大きいものがあります。読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものとし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないもの、すなわち子どもにとって「心の栄養」として欠かせないものだからです。

こうした認識の広がりの中で、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が、平成17年に「文字・活字文化振興法」が制定され、平成19年には「学校教育法」が一部改正され、義務教育の目標に関する規定の中に「読書に親しませ」という文言が新たに盛り込まれるなどの動きがみられました。

2 計画策定の趣旨

様々な情報メディアの著しい普及等を要因とする子どもたちの生活環境の変化と、幼児期からの読書習慣の未形成等を背景とする、今日の子どもたちの「読書離れ」「活字離れ」といわれる傾向は、子どもたち本人にとっても、やがて大人になる彼らを迎え入れる社会にとっても憂慮すべき事態と言わなければなりません。こうした状況に対して、家庭・学校・地域は、一体となって子どもの読書活動の一層の推進を図るために連携し協力していく必要があります。

そのために平取町教育委員会は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき、「平取町教育推進計画」における子どもの読書活動推進のための関連施策を総合的・計画的に実施するために本計画を策定します。

3 基本理念

平取町のすべての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的な読書活動を存分に行うことができるように、積極的にその環境の整備を図ります。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

5 計画の対象

本計画は、0歳から18歳の子どもの対象とします。

6 計画の構成

本町では、基本理念に基づき、子どもたちの読書活動推進のために、北海道立図書館が策定した「子どもの読書活動推進プログラム」にあげられた取組の指針に基づき、下記のとおり3つの推進目標及びこれらの達成のために重点を置くべき事項を設定し、そのための具体的な取組を記すこととします。

〈推進目標〉

1 子どもを読書好きにするための取組の推進 ～「意識の啓発」～

【重点事項】子どもたち一人ひとりが読書の魅力を知り、本に対する興味を持ち続けることができるよう支援する

2 子どもの読書活動の推進に向けた働きかけ ～「取組への支援」～

【重点事項】子どもの読書活動の推進に向けた協力体制の構築

3 図書館や学校図書室における図書の整備 ～「環境の整備」～

【重点事項】子どもたちが身近に本を感じることができる環境をつくる

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 〈推進目標1〉子どもを読書好きにするための取組の推進 ～「意識の啓発」～

【重点事項】

- 子どもたち一人ひとりが読書の魅力を知り、本に対する興味を持ち続けることができるよう支援する

全国学力・学習状況調査の結果からは、読書の好きな児童生徒は平均正答率が高い傾向にあります。知識や学力の基礎となる「読む力」は、「生きる力」の基本となり、子どもにとって大きな無形の財産となります。

子どもたち一人ひとりが、読書の楽しさを知り、本に興味を持ち続けていけるように、家庭・学校・地域が一体となって、「読書に対する意欲」を高めていく必要があります。

乳幼児期の子どもにとって、成長の基礎となる精神的な安定感と、人に対する信頼感を培うことは最も重要なことです。そのためには、家庭において赤ちゃんに対する絵本の読み聞かせを行うことなどを通して、親子の間に温かい空間を作り、幸福な時間を過ごすことが大切です。

読書が子どもの成長にとってかけがえのないものであること、「読書の楽しさ」や「本の世界の面白さ」を子どもが最初に知る場所として家庭が重要な役割を果たしていることを広く啓発していく必要があります。

地域においては、町立図書館が中心となって学校等関係各機関と連携し、様々な本への興味や読書への関心を呼び起こすための取組を行います。

【具体的な取組】

1) ブックスタート事業の実施

保健福祉課と連携し、乳幼児健診の場を活用して赤ちゃんの時期からの読み聞かせの重要性を説明するとともに、読み聞かせのきっかけとなる良質な、赤ちゃん向け絵本等の配付を行います。

2) 家庭における読み聞かせや読書の重要性についての意識啓発

パンフレットなどの配置及び関連図書の購入等を行います。
また、「家読（うちどく）」の推奨をはじめ、家庭における読書習慣の形成に対する意識付けを行います。

3) 優良な絵本・児童書等についての情報提供

全国学校図書館協議会選定「よい絵本」のような一定の評価を得た質の高い選定・受賞作品を紹介します。

4) 図書館で購入した新着図書の紹介

新着の絵本・児童書に関する情報を配布物や掲示等の手段によって積極的にを行い、読書への意欲を高めます。

5) 図書展示会の実施

作者やテーマごとに町立図書館所蔵の絵本・児童書等を展示し、その魅力をアピールします。

6) 読み聞かせ会の実施

絵本・紙芝居・大型絵本等さまざまな資料を使用して、それらの資料を仲立ちとした楽しい本の世界を提供し、読書への興味を呼び起こします。

7) 読書週間等における関連事業の実施

子ども（及び一般の利用者）を対象とした、読書推進を目的とする事業の企画・実施を行います。

※「こどもの読書週間」：4月23日～5月12日

「読書週間」：10月27日～11月9日

8) 読書活動推進月間の設定

「読書活動推進月間」を設定し、子どもを含めた利用者への意識付けのための取組を行います。

9) 「生活リズムチェックシート～読書習慣編」の活用推進

家庭生活において読書の習慣を身につけてもらうよう努めます。

2 〈推進目標2〉子どもの読書活動の推進に向けた働きかけ ～「取組への支援」～

【重点事項】

■子どもの読書活動の推進に向けた協力体制の構築

子どもたちの読書活動の推進のためには、多様な経験・技能を有する地域の人材の協力を得るため、図書館が中心となって関係機関やボランティア等との連携・協力関係の構築及び整備を継続的に進めていく必要があります。

町立図書館は、子どもの読書活動推進のための活動を行う地域の個人及び団体に対し、適切な方法で支援を行います。

【具体的な取組】

1) サークル活動への支援

読書活動推進のための活動を行うサークルの結成及びその運営を支援するため、読書活動推進及び図書館関連のボランティア活動の情報を積極的に提供し、意識啓発に努めます。

また、「図書館ボランティア研修会」を実施し、サークルの活動報告や図書館からの情報提供及びサークル会員相互の意見交換の場とし、各種のボランティア関連の技能研修等を行います。

さらに、サークルが自己の活動として行う読み聞かせ会等に対し、職員の参加や絵本等の資料の貸出などによる支援を行い、サークルから要望された絵本や大型絵本等の資料については、図書館間の相互貸借や購入といった手段で迅速・確実な提供に努めます。

2) 学校等各団体における読み聞かせ会の実施の支援

図書館が学校等の団体とサークルとの間に入り、企画及び連絡調整等を行い、豊富な内容の読み聞かせ会の実施を支援します。

3 〈推進目標3〉図書館や学校における図書の整備 ～「環境整備」～

【重点事項】

■子どもたちが身近に本を感じることができる環境をつくる

読書が好きであっても、身近な場所に本がなければ、本を読むことは難しくなります。また、身近にある様々な本と気軽に触れ合うことにより、読書への関心は一層深まっています。

図書館及び学校は、子どもにとって身近な「本のある場所」として、読書環境の整備に努める必要があります。

地域の公立図書館は、「いつでも誰でも」気軽に利用できる生涯学習施設であり、子どもが学校の外で魅力ある本と出会い読書を楽しむ場所としての大きな役割を担っています。

学校の図書室は、子どもが日常的に読書を楽しむことができるもっとも身近な場所であり、「読書センター」「学習・情報センター」としての機能をもつ読書活動や読書指導の場として、子どもの自発的・主体的な学習に対する支援を行うという役割を持っています。

公立図書館及び学校図書室における読書環境の整備は、子どもの読書活動を推進するうえで最も重要であり、「子どもが本と身近にふれ合える環境」を計画的・継続的に作り上げていかなければなりません。

町立図書館は自らの読書環境の充実に努め、学校と連携・協力して子どもの読書環境の整備を図ります。

【具体的な取組】

1. 町立図書館の環境整備

1) 魅力ある蔵書の構築

絵本・児童書等の量的・質的充実を図り、子どもにとって読書意欲をかきたてる魅力のある蔵書を構築します。

また、子どもの読書活動推進に関する資料を収集・提供します。

2) 子どもの読書要求に応える体制の整備

北海道立図書館及び道内公共図書館等との相互貸借サービスの活用により、未所蔵の本に対する子どものリクエストに応じます。

読書相談・各種案内資料の作成等を行い、子どもと本との出会いを助けます。

3) 北海道立図書館市町村支援事業の紹介及び実施

学校と連携して「図書館フェスティバル」等の北海道立図書館による市町村支援事業の実施に努めます。

2. 学校と町立図書館の連携

1) 団体貸出の実施

大量の絵本・児童書を長期にわたって貸し出すことによって、学校図書室の蔵書の補充及び学級文庫の充実等を支援します。

2) 「学校・図書館連絡会議」の実施

学校の図書担当者と町立図書館の職員とが会し、情報提供及び意見交換を行い、一層の意思疎通を図ります。

3) 学校図書室の整備支援

学校図書室整備のための資料を購入し、学校に対し関連情報の提供に努め、学校における読書環境の整備のために各種の支援を行います。

4) 学校及び図書館の蔵書の有効活用

「学校・図書館所蔵図書総合目録」の作成・配付を通じ、学校や図書館に所蔵されている本をより有効に活用できるような方策の実施に努めます。